

## 平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン審査基準

「派遣型高度人材育成協同プラン」の審査は、この審査基準により行うものとする。

【産学連携高度人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）における審査】

### （1）書類審査の実施

推進委員会は、「平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン申請書」に基づいて行う書類審査にあたっては、審査部会が行う各教育プロジェクトの評価を参考にしつつ、「平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン審査要項」（以下「審査要項」という。）「IV審査方針」の各項目に留意して合議により書類審査を行い、その結果をもとに表1により面接審査を実施すべき教育プロジェクトを決定する。

表1

区分	評価
A	面接審査を実施する。
B	面接審査を実施しない。

### （2）面接審査の実施

面接審査の実施にあたっては、別に定める「平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン面接審査要項」に沿って、表2により評価を行う。

表2

区分	評価
4	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
3	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
2	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
1	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、必要な水準確保のため見直しが必要である。

### （3）教育プロジェクトの選定

推進委員会は、面接審査終了後、合議により総合評価を表3により行い、選定取組の決定を行う。「余裕があれば、選定候補とする。」との判定があった教育プロジェクトについては、予算の執行状況にかんがみ、最終的な選定を委員長に一任する。

表 3

区 分	評 価
A	選定する。
B	余裕があれば、選定する。
C	選定しない。

**【審査部会における評価】**

審査部会は、推進委員会の委員長からの依頼に基づき、教育プロジェクトを選定する際の資料である「評価書」を作成する。

「評価書」の作成に当たっては、「平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン申請書」を基に、「審査要項」「IV 審査方針」の各項目に留意して評点を付すものとする。